

山口県報

平成24年
7月3日
(火曜日)

目次

公告	一
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(五件)(県民生活課)	一
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(三件)(商政課)	二
県営久賀地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業計画書の縦覧(農村整備課)	三
建設業の許可の取消し(監理課)	四
雑報	四
平成二十三年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨	四



(二九二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年八月六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月三日

山口県知事 二井 関成

- 申請のあった年月日
平成二十四年六月四日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人灯親会

代表者の氏名 重見 英子
主たる事務所の所在地 下関市豊浦町大字川棚一六八〇番地の一

(二九二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年八月十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月三日

山口県知事 二井 関成

- 申請のあった年月日
平成二十四年六月十二日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人はばたき
代表者の氏名 福田 一男
主たる事務所の所在地 下関市王司川端一丁目二番三四号

(二九三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年八月十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月三日

山口県知事 二井 関成

- 申請のあった年月日
平成二十四年六月十三日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人萩市民活動ねっと
代表者の氏名 原田 利正
主たる事務所の所在地 萩市大字西田町五番地

(二九四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款は、平成二十四年八月十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月三日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人愛心
代 表 者 の 氏 名 村田 清次
主たる事務所の所在地 山口市阿知須七九二一番地

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人つくしの会
代 表 者 の 氏 名 福江 明久
主たる事務所の所在地 山口市秋穂東六〇三一番地の

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人歴史の町山口を甦らせる会
代 表 者 の 氏 名 福田 禮輔
主たる事務所の所在地 山口市大殿大路一三五番地の二

(二九五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款は、平成二十四年八月二十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月三日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人さわやか防府
代 表 者 の 氏 名 池本 忠平
主たる事務所の所在地 防府市牟礼今宿一丁目二番二七号

(二九六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十四年七月三日から同年十一月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月三日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 西恩田商業施設

所在地 宇部市神原町二丁目三七九〇の四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 若林 辰雄
会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変	更	前	変	更	後

大規模小売店舗を設置する者の
代表者の氏名
岡内 欣也
若林 辰雄

- 四 届出年月日
平成二十四年五月二十四日
変更年月日
平成二十四年四月一日

(二九七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十四年七月三日から同年十一月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。
平成二十四年七月三日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオン光店
所在地 光市浅江一七五六の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住所 代表者の氏名
イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 村井 正平
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	ジャスコ光店	イオン光店

- 四 届出年月日
平成二十四年五月二十四日
変更年月日
平成二十三年三月一日

(二九八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十四年七月三日から同年十一月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。
平成二十四年七月三日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ダイキ宇部店
所在地 宇部市明神町二丁目二の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住所 代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 若林 辰雄
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	岡内 欣也	若林 辰雄

- 四 届出年月日
平成二十四年六月十二日
変更年月日
平成二十四年四月一日

(二九九) 県営久賀地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営久賀地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年七月三日

山口県知事 二井 関成

- 一 縦覧に供する書類

二 県営久賀地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業計画書の写し
縦覧の期間

平成二十四年七月四日から同月二十三日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(三〇〇)建設業の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十九条第一項の規定により、建設業の許可を取り消しました。

平成二十四年七月三日

山口県知事 二井 関 成

一 処分をした年月日

平成二十四年六月二十二日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 株式会社MITTSUYA

主たる営業所の所在地 岩国市麻里布町四丁目一八番一八号

代表者の氏名 新屋 敏彦

許可番号 山口県知事許可(般一三)第二〇七七〇号

三 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

株式会社MITTSUYAが、法第八条第八号に該当する役員についてその者が同条各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面を作成し、これを添付して建設業の許可申請を行い、平成二十三年三月三十日付で土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する法第三条第一項の許可を受け、このことが法第二十九条第一項第五号に該当する。



平成二十三年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第二十二条第三項の規定により、平成二十三年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨を次のとおり公告します。

平成二十四年七月三日

山口県市町村職員共済組合理事長 中村 秀明

貸借対照表及び損益計算書の要旨

(単位 千円)

区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付
(収入)								
負担金	4,966,081	16,454,087		165,764	224,847			
掛金・任意継続掛金	5,133,917	7,981,569			219,790			
施設収入・商品売上げ						234,512		
連合会交付金				67,734	7,917			9,586
利息及び配当金	4,150		152,517	297	2,421	7	338,490	
その他収入	545,162			1,154	497	2,154	14,467	155,330
他経理から繰入金				30,665		80,000		
前年度繰越支払準備金	755,448							
計	11,404,758	24,435,656	152,517	265,614	455,472	316,673	352,957	164,916
(支出)								
給付・一部負担金払戻金	4,971,513							
役員報酬・職員給与				132,044	29,108	74,560	47,746	18,448
旅費・事務費				14,510	3,097	1,302	2,314	1,628
商品仕入れ						1,198		
飲食材料費						70,236		
委託費・委託管理費				5,469	4,290	25,335	2,625	98

支 払 利 息			152,517				282,520	142,138
前 期 高 齢 者 納 付 金	2,228,142							
後 期 高 齢 者 支 援 金	1,676,595							
老 人 保 健 拠 出 金	80							
退 職 者 給 付 拠 出 金	413,918							
介 護 納 付 金	717,776							
連 合 会 払 込 金	134,910							5,986
連 合 会 拠 出 金	413,434							
負 担 金 払 込 金		16,454,087						
掛 金 払 込 金		7,981,569						
そ の 他 支 出	7,176			100,666	301,789	151,038	8,656	12,366
他 経 理 へ 繰 入 金	30,665				80,000			
次 年 度 繰 越 支 払 準 備 金	759,624							
計	11,353,833	24,435,656	152,517	252,689	418,284	323,669	343,861	180,664
当 期 利 益 金 又 は 当 期 損 失 金 (△)	50,925			12,925	37,188	△ 6,996	9,096	△ 15,748
支 払 準 備 金	759,624							
資 本 剰 余 金				52,182	1,253,931	755,282		
利 益 剰 余 金 又 は 欠 損 金 (△)	772,704			183,976	116,287	△ 185,397	2,402,159	278,964

平成二十四年七月三日印刷
平成二十四年七月三日発行

発行人所

山口県知事庁